

札幌市立平岡南小学校

いじめ防止基本方針（令和7年度）

『全職員一丸となって、いじめ撲滅へ全力を尽くします』

いじめ防止に関する本校の考え方

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめは「どの学校、学級でも起こりうるもの」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるもの」という基本認識に立ち、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることは絶対に許されないという姿勢で、いじめのない学校づくりに全力で取り組んでいかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。（令和6年3月31日改定）

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止のための組織＝「いじめ防止対策委員会」の設置

構成員 校長・教頭・教務主任・保健主事・担任外・養護教諭・学年主任・
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

役割 ①学校いじめ防止基本方針の策定
②いじめの相談・通報の窓口としての対応
③いじめ・問題行動に関する情報の収集と記録
④年間計画の企画と実施、検証と修正
⑤緊急対応、保護者との連携等の対応

年間計画

平素からいじめ未然防止の大切さについての共通理解を図るため、全教職員・児童・保護者に対して「いじめ防止」のための取組を以下のように組織的に行う。
※月に一回、定例の会議として「いじめ防止対策委員会」を行う。

学期	月	場	内容	対象	
1学期	4月	職員会議	年間指導計画の確認 学校HPでの周知 いじめ重大事案に係る校内研修（講師：校長先生）	教職員	
	5月 2日	定例会議	4月のいじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況	いじめ防止対策委員会	
	5月 10日 30日	職員会議	学校独自の「いじめ」調査・対応について説明	教職員	
		定例会議	5月のいじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況	いじめ防止対策委員会	
	6月	各学級	学校独自の「いじめ」アンケート調査・対応	調査：児童 対応：保護者	
		27日	定例会議	アンケートの結果についての検討	いじめ防止対策委員会
		28日	職員会議	学校独自の「いじめ」アンケート調査結果の共有	教職員
	7月 18日	定例会議	6.7月のいじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況	いじめ防止対策委員会	
2学期	9月	職員会議	悩みやいじめに関するアンケート(市教委)の進め方	教職員	
	26日	定例会議	8.9月のいじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況	いじめ防止対策委員会	
	10月 31日	定例会議	10月のいじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況	いじめ防止対策委員会	
		各学級	悩みやいじめに関するアンケート調査・対応	児童・保護者	
	11月	児童面談週間	悩みやいじめに関する聞き取り、面談	児童	
	21日	いじめ防止対策全体会	悩みやいじめに関する調査についての情報共有 11月の認知や解消の件数及び個別の対応状況	教職員	
	12月	職員会議	学校独自の「いじめ」アンケート調査結果の共有	教職員	
	22日	定例会議	12月のいじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況	いじめ防止対策委員会	
3学期	1月	各学級	学校独自の「いじめ」アンケート調査・対応	調査：児童 対応：保護者	
	29日	定例会議	学校独自の「いじめ」アンケート調査結果の共有	教職員	
		学校教育説明会	1年間の教育活動に関する報告	保護者	
	2月 24日	定例会議	1、2月のいじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況	いじめ防止対策委員会	
	3月 24日	定例会議	3月のいじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況	いじめ防止対策委員会	

いじめの未然防止

(1) 教職員による指導について

① いじめについての共通理解

いじめを絶対に許さない確固たる信念をもち、いじめを見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、いじめ防止対策委員会で判断する。アセスメントシート、アンケート調査用紙は、進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。

② 学習活動等の充実

- 自分がみんなが「やった！」自分でみんなが「できた！」を合言葉に、「わかる・できる・楽しい」笑顔のある授業づくりを進める。
- 課題探究的な学習を取り入れた授業づくり。
- 個に応じた指導。子どもの特性、実態を捉え、指導に生かす。
- 特別支援教育の視点から。すべての子どもにとって「わかる・できる・楽しい」笑顔のある授業づくり。
- 6つのセルフチェックを繰り返して、よりよい授業づくりを。
- スタートとゴールは「子どもの姿」で。

③ 学級経営力を高める

- 一人一人の子どもが「自分は大切にされている」と実感できる指導・支援。個を大切にした指導。既存の概念、経験に頼る指導からの脱却。
- 一人一人の居場所のある学級、学年、学校、集団。
- 規範意識と自立心の育成。教職員が児童と信頼関係を築きながら、児童の声を聞き、気持ちを理解していく。ルールが守られ、秩序があり、「安心・安全」が保証された学級。

(2) 児童に培う力とその方策

① 培う力

- 相手の気持ちや周囲の気持ちを適切に読み取る「コミュニケーション能力」
- 「権利・人権」についての正しい知識と意識
- 助けを求めたり、相談したりできる力
- 周囲の状況を自分のこととして考え対応する力
- ストレスを適切に対処する力
- 自己有用感、自己肯定感
- 児童がいじめのない学校づくりに積極的に取り組む力

② 方策

- 道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動の推進
- 一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくり
- 一人一人が活躍できる集団づくり
- 他者の役に立っていると感じることでできる機会の設定
- 主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越える体験の機会の設定
- 児童委員会によるいじめ防止
 - ・児童主体の活動の実施
 - ・書記局と各委員会と連携して、あいさつ運動や医学年交流、集会等、互いの存在を認め合い、尊重し合える活動の推進
- 社会参画活動の推進

いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。

(2) 早期発見のための措置

- ① 休み時間や放課後の児童の様子に目を配る等して日々児童観察を行う。
- ② 毎月開催するいじめ防止対策委員会及び、アンケート調査により、情報収集に努める。
- ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや巡回相談員の利用について広く周知し、相談できる体制を整備する。
- ④ 家庭・児童会館・地域と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ⑤ いじめのサインチェックシートによって把握したいじめの疑いについては、いじめ防止対策委員会において事実関係の確実な把握といじめの認知を行う。

(3) いつもと違う子どものサイン

- 理由がはっきりしない欠席、遅刻、早退
- 特定の児童生徒への冷やかし・からかい
- 学習意欲の低下（成績の低下）
- 持ち物の破損や落書き
- 家庭からの金品の持ち出し
- 打撲やすり傷、服装の乱れ
- 食欲の低下、体の不調
- 表情や情緒、言葉づかい等の変化
- 休み時間や放課後などの一人での行動
- 保健室や職員室への頻回訪問。
- 教職員の不在を確かめるような行動
- グループに教職員が近づくと分散する行動

いじめへの対応

(1) 組織としての対応

- 教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるように、アセスメントシートを活用する。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める
- 学校評価において目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげる。
- 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。

(2) 緊急時の対応

- 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- 教育委員会は、学校が緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

(3) インターネット上のいじめ防止

- ICT 部とともに、校内における情報モラル教育を進め、保護者へも学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。
- インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- 情報モラル教育の推進に当たっては「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達段階に応じた系統的な指導を行う。

(4) 重大事態発生時の対応

- 学校から教育委員会に、重大事態の発生を報告する。

重大事態とは

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。具体的には次の様なケースなどが想定される。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。

(5) 児童及び保護者、地域等への説明

- 入学時及び各年度の開始時に児童の発達の段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- 同様に保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対するの共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- 方針を各学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

国の方針で定められている通り、いじめの解消の判断については、次の二点を大切に、いじめ防止対策委員会において行う。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が病んでいる状態が少なくとも 3 か月以上継続していること。ただしこの期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日）P30～31】

組織対応

組織的ないじめ対応の流れ

いじめの情報の把握

- ・全職員で子どもへの関わり、看護、登下校観察等の情報を共有
- ・過小評価せず、報連相
- ・アンケートや教育相談の計画的な推進

正確な事実確認

- ・いじめ行為はその場で指導。
- ・子ども、保護者、地域等からのいじめの相談を受けた場合は、真摯に傾聴
- ・周囲の児童を含め関係児童から速やかに聞き取り。
- ・担任から管理職に必ず報告。

チームづくり 指導方針の決定

- ・いじめ対策委員会の招集、役割分担。
- ・指導・支援の方針を決定。
- ・全教職員でいじめの事実の共通理解。
- ・教育委員会、関係機関との連携。

児童への指導・支援

- ・被害の子どもに寄り添い、心のケア。
- ・加害の子どもには、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、いじめに向かわせない力を育む。
- ・観衆・傍観者となっている子には、いじめを止めたり教職員に連絡したりすることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。

再発防止

- ・指導、支援体制に修正を加える。
- ・被害の子どもと保護者の了承を得て、再発防止のための学級指導を行う。
- ・同様のいじめが発生しないよう、認め合う人間関係づくりを進める。

保護者との連携

- ・保護者と会って、事実関係をその日のうちに伝える。
- ・いじめの背景を共有し再発防止への協力を要請する。

被害者への対応及びその保護者への支援

- ①被害者側の立場に立ち、事実関係の聴取。
- ②安全確保。プライバシー・個人情報の取扱に注意。
- ③可能な限り迅速に事実関係を保護者へ伝える。
- ④寄り添える体制の構築。外部専門家の協力。

加害者への対応及びその保護者への支援

- ①教育的配慮下、毅然とした態度で指導する。
- ②事実関係・いじめの背景の理解
- ③安全確保。プライバシー・個人情報の取扱に注意。
- ④可能な限り迅速に事実関係を保護者へ伝える。

集団へのはたらきかけ

全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。特に、いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。